第854号
受
21.9.14
付
小郡三井医師会

福県医発第1108号（地）
平成２１年　９月１１日

各医師会長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　横　倉　義　武
（公印省略）

高齢者居住安定化モデル事業について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、国土交通省並びに厚生労働省においては、高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境を整備するため、様々な事業が行われていますが、今年度より新たな事業として「高齢者居住安定化モデル事業」が行われることとなりました。

本モデル事業は、高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や、高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的かつ効果的に提供される住まいづくり等に関する取組みなどを支援するものであり、現在、高齢者の居住の安定確保の推進に向け、先導性・モデル性の高い事業案が募集されております。

提案事業の要件といたしましては、平成21年度中に事業に着手するもので、そのモデル事業を公開することにより、高齢者の居住の安定確保に資する住まいづくり等の推進上、効果が高いと認められるもの等となっております。

本モデル事業は平成25年度までの毎年度、事業の提案が募集される予定であり、今年度の募集期間は８月24日（月）～９月25日（金）までとされております。また、来年度の第１回目の募集は平成22年２月以降に行われる予定であります。

今般、本事業に関して、日本医師会より別紙通知がありましたので、情報提供致します。

つきましては、貴会におかれましても、当該事業をご了知いただき、貴会会員への周知等よろしくお取り計らいいただきたく、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本件に関するご相談、ご質問等につきましては、問い合わせ先である（財）高齢者住宅財団（資料２の17頁に記載）までお願い致します。

---

**小郡三井医師会より**

**介護保険担当理事　名取一幸**
**介護保険副担当理事　廣瀬真惠**
**会長　丸山　泉**

介護

（介34）
平成21年9月1日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
三　上　裕　司

# 高齢者居住安定化モデル事業について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、国土交通省並びに厚生労働省においては、高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境を整備するため、様々な事業が行われていますが、今年度より新たな事業として「高齢者居住安定化モデル事業」が行われることとなりました。

本モデル事業は、高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や、高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的かつ効果的に提供される住まいづくり等に関する取組みなどを支援するものであり、現在、高齢者の居住の安定確保の推進に向け、先導性・モデル性の高い事業案が募集されております。

提案事業の要件といたしましては、平成21年度中に事業に着手するもので、そのモデル事業を公開することにより、高齢者の居住の安定確保に資する住まいづくり等の推進上、効果が高いと認められるもの等となっております。

本モデル事業は平成25年度までの毎年度、事業の提案が募集される予定であり、今年度の募集期間は8月24日（月）～9月25日（金）までとされております。また、来年度の第１回目の募集は平成22年2月以降に行われる予定であります。

今般、本事業に関して、別添資料を入手いたしましたので情報提供致します。

つきましては、貴会におかれましても、当該事業をご了知いただき、貴会会員への周知等よろしくお取り計らいいただきたく、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本件に関するご相談、ご質問等につきましては、問い合わせ先である（財）高齢者住宅財団（資料2の17頁に記載）までお願い致します。

敬具

福岡県医師会
受
21.9.-3
付
2118

記

（添付資料）

・【資料１】高齢者居住安定化モデル事業の概要
・【資料２】高齢者居住安定化モデル事業　募集要領【平成21年度　第2回版】

各1部

以上

# 高齢者居住安定化モデル事業の概要





【平成21年度予算　80億円】

**高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援（5年間）**

- 建築工事費等　：住宅及び高齢者の交流施設等の整備費（補助率：新築等1／10、改修2／3）、設計費（補助率：2／3）
- 技術の検証費　：居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用（補助率：2／3）
- 情報提供及び普及費：選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等（補助率2／3）

## 提案イメージ：高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取組み

### 課題

中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案

### 提案イメージ

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防

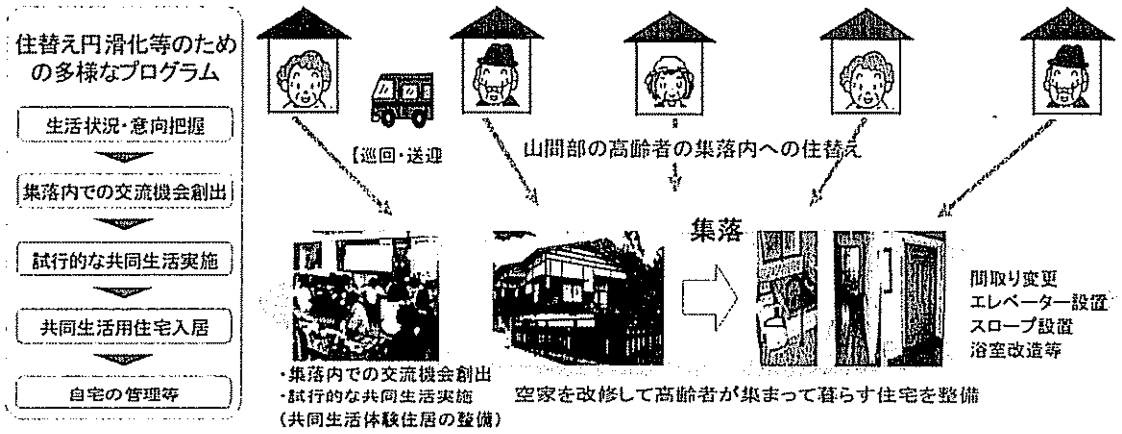


### 助成対象

**住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費（補助率2/3）**
**空家の改修費（補助率2/3）等**

※介護保険に係る事業は対象外

## 提案イメージ：福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

高齢者がどのような心身の状況になっても（健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等）、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取組み
- 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備　等

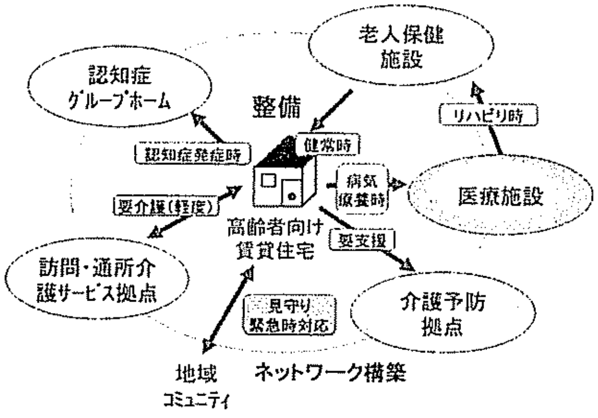


### 助成対象

**高齢者向け賃貸住宅整備費（補助率1/10）**
**見守り等の連携体制整備に係る経費（補助率2/3）等**

※介護保険に係る事業は対象外

資料　2

# 高齢者居住安定化モデル事業
# 募集要領

【平成２１年度 第２回版】

平成２１年８月

# 目　次


１．高齢者居住安定化モデル事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．高齢者居住安定化モデル事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２．１　提案事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２．２　提案者等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　２．３　補助金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　２．４　補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・9
３．補助事業の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　３．１　提案の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　３．２　補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　３．２．１　交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　３．２．２　交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　３．２．３　補助事業の計画変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　３．２．４　完了実績報告及び補助金の額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　３．２．５　補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い・・・・・・・・・14
　３．３　補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　３．３．１　取得財産の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　３．３．２　交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について・・・・・・・・・・・・14
　　３．３．３　実績の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　３．３．４　普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力・・・・・・・・・・・・・・・15
　　３．３．５　情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　３．３．６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
４．情報の取扱い等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　４．１　情報の公開・活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　４．２　個人情報の利用目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
５．提案方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５．１　募集期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５．２　問い合わせ先、資料の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５．３　提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５．４　提出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５．５　提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
６．今後の募集の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

## １．高齢者居住安定化モデル事業の趣旨

高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境の整備により高齢者の居住の安定確保を推進するとともに、地域の活性化等を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関するモデル事業の提案を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助し支援します。

## ２．高齢者居住安定化モデル事業の内容

### ２．１　提案事業

高齢者の居住の安定確保の推進に向け先導性・モデル性の高い事業の提案を募集します。

#### （１）提案事業の種類

提案事業は、「高齢者の住まい」又は「高齢者の住まいと住まいに居住する高齢者向けの生活支援・介護サービス等の提供」に関する内容を含み、高齢者が安心して生活することができる住まいづくり・まちづくりにつながる内容のものであって、次の①～③に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせたものとします。

①　住宅及び高齢者の居住の安定確保に資する施設（建築設備を含む。以下「住宅等」という。）の整備（新築、取得又は改修をいう。以下同じ。）

②　高齢者の居住の安定確保に関する技術の検証
（先導的な提案に係る居住実験・社会実験等）

③　高齢者の居住の安定確保に関する情報提供及び普及
（展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及）

※ 初年度に住宅の整備を行い、次年度に当該住宅における高齢者の居住実態を把握し、高齢者の居住の安定確保に関する技術の検証等を行うことを一連の事業として提案（①の事業と②や③の事業を組み合わせて提案）することができます。

※ 住宅等の取得については、住宅等を取得したうえで、高齢者の居住の安

定確保を図るために当該住宅等の先導的な改修を行う場合又は高齢者の居住の安定確保に資する住宅等の取得とあわせて、高齢者の居住の安定確保に資する先導的な取組みに関する検証を行う場合は、提案事業に位置づけることができます。

※ 高齢者の居住の安定確保に資する施設には、介護保険法に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）、医療法に規定する病院及び診療所（介護保険の給付対象となるサービスを提供することを主たる目的とするものを除く。）は補助対象となりません。

（2）提案事業の要件

提案事業は、次の①～③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

① 先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組み等、高齢者の居住の安定確保に資する提案や創意工夫を含むものであること

〔評価の考え方〕

～課題に対する的確な解決方策の提示～

○ 高齢者が在宅生活を続けていくに当たって直面する不安や障害等の課題に対して解決方策を示し、検証するものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

- 高齢者が虚弱・要支援・要介護・認知症・ひとり暮らしとなった場合でも安心して暮らし続けることができる住まいや住環境の整備に関する提案
- ３世代同居や高齢者の自立した生活を可能とし、自助・共助により高齢者が安心して暮らし続けることを可能とする住まいに関する提案
- 要介護高齢者や認知症高齢者と同居する家族による介護等の負担軽減に資する住まいに関する提案
- 高齢者が少ない金銭負担で暮らし続けていくことができる低所得者向けの住まいや住環境の整備に関する提案　等

○ 高齢者が在宅生活を続けていくに当たって直面する地域的な課題に対し、解決方策を示し、検証するものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ 中山間地域等の高齢者世帯が、必要な生活支援や介護サービスを利用しながら生活することができる住まい方に関する提案
・ 都市郊外部の住宅地において急増する高齢者世帯が、必要な生活支援や介護サービスを利用しながら生活することができる住まいや住環境の整備に関する提案
・ 高齢者が多く居住する一方で、用地確保が困難であること等により高齢者向けの住宅や施設が不足する都心部等の既成市街地において、高齢者世帯が必要な生活支援や介護サービスを利用しながら生活することができる住まいづくり・まちづくりに関する提案　等

～先導技術・創意工夫～

○　技術的に困難なことが解消されるもの、サービス提供を効率的・効果的に行うもの、提案された検証方法により分かりやすく効果が示されるもの等、先導技術や創意工夫を含み、他の事業への波及効果が期待されるものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ 狭小敷地・住宅である等改修に係る制約条件がある場合における改修技術の提案
・ ヒートショックや転倒等、住居内外で頻発する事故を防止するための技術や創意工夫を含む提案
・ 住宅等の整備とあわせ、既存の手法に比べサービス提供を効率的・効果的に行うための運営方法等に関する創意工夫を含む提案
・ 数量的な評価、既存の手法との対比等、普及に向け検証による事業効果を分かりやすく示すための創意工夫を含む提案　等

～総合的・継続的な推進体制～

○　高齢者が安心して生活することができる住環境を整えるため、地域住民の参画を含め地域の関係主体による体制整備が図られるものや取組みの永続性が確保されるもの等、総合的・継続的な推進体制が整備されるものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ 既存の福祉施設・医療施設等と連携し、地域の高齢者がどのような家族環境や心身の状態になっても、大きく生活環境を変えることなく生活し続けることができる環境整備に関する提案

・ 地域に居住する高齢者に対する見守り、緊急時対応、生活支援等の体制整備に関する提案　等

～優れた普及可能性～

○　一般への普及可能性に特に優れた住まいや住環境整備に関する提案を評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ 汎用性、コストの抑制、普及啓発等の点で特に優れた提案
・ 高齢者向け住宅の整備と高齢者へのサービス提供に関する普及可能性の高いビジネスモデルの提案　等

～確実又は多様な事業効果～

○　介護予防や高齢者の生き生きとした生活に特に貢献することが期待されるものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ 高齢者向け住宅と子育て支援施設・教育施設・農園等の併設等によるコミュニティミックスの実現や多世代交流の機会創出と介護予防等の効果の検証に関する提案　等

○　高齢者の居住の安定確保に関する効果に加えて、地域の活性化、新たな雇用の創出等の副次的な効果が期待されるものを評価します。

(提案の具体的なイメージ)

・ ＵＪＩターンや多世代交流の促進等を通じ、高齢者の見守りや生活支援体制の強化と地域の活性化等を図る提案　等

※ 既に普及していると認められるもの又は今後の普及が期待しにくいと認められるものについては、評価されない場合があります。

※ 立地特性や地域の実情（サービスニーズ等）への対応も評価します。

※ 技術の検証は、目的、課題の設定、検証方法の適切性も評価します。

※ 上記の先導性等の評価の視点に加え、高齢者の安全や安心を確保するための一般的な措置（住宅等の設備・構造（バリアフリー化等）、提供されるサービスの内容、一時金・家賃・サービス料等の水準、前払い家賃の保全措置の有無等）も評価します。

※ 地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）と連携するもの又は地方公共団体の推薦を伴うものを評価します。また、国又は地方公共団体が実施する施策に基づく取組みと連携するものを評価します。

② 公開等により、高齢者の居住の安定確保に資する住まいづくり・まちづくりの推進上効果が高いと認められるものであること

〔評価の考え方〕

○ 提案事業の効果の評価・検証を行い、高齢者の居住の安定確保の推進に向け、その成果に関する情報を広く公開するものを評価します。

・ 提案事業の効果等を理解しやすい方法で国民に提示する
・ 情報の公開等をアクセスしやすい方法で国民に幅広く行う
・ 住宅等の整備事例について、積極的に公開する（現地見学の機会の設定等）
・ 住宅等の整備等とあわせ、先導的な技術や仕組みに関するガイドラインの策定、講習会の開催等の積極的な情報提供及び普及促進活動を行う等

③ 平成２１年度中に事業に着手するものであること

平成２１年度中に事業に着手（住宅等の新築・改修については、設計又は建築工事に着手）するものを補助対象とします。提案事業の評価を踏まえ、国土交通省が補助事業について交付決定するまでに着手している事業については、原則として補助対象になりません。

※ 提案事業の実施予定時期までに実施体制が整い、確実に提案事業を実施することができると見込めないアイディアのみの提案は、評価することができません。

※ 生活支援・介護サービス等の高齢者に対するサービスを提供する提案で、補助事業の実施期間以降も継続して当該サービスを提供する体制を確保することが見込めない場合には、補助対象となりません。

## ２．２　提案者等

### （１）提案者

２．１（１）に掲げる提案事業を行う予定の者を提案者としてください。

提案事業を複数の者で行う場合には、実施体制を整えたうえで共同提案としてください。ただし、一部の事業を行う者が提案時において未定の場合であっても、提案事業の実施予定時期までに確定し、確実に提案事業を実施することができると見込める場合には、提案することができます。

また、３．１（１）②のシステム提案にあっては、請負事業等で建築主が提案時に未定の場合であっても、受注する建設業者等が提案することができます。

なお、同一の者が、複数の提案をする場合には、それぞれの提案が類似していないものである必要があります。提案者は、代表提案者としての提案と共同提案者としての提案の双方を行う場合は、その旨提案申請書に明記してください（調整が必要となる場合があります。）。

提案者としては、次のような者が想定されます。

ａ．建築主（分譲を行う者を含む。）及び住宅等の建設（請負）に携わる者

ｂ．高齢者向けの生活支援・介護サービス等を提供する者

ｃ．高齢者の住まいづくり・まちづくりにおいて高齢者が安心して暮らすための先導的な技術を導入する者　等

また、提案者は、提案事業の実施にあたり適合する必要のある建築関係法令、福祉関係法令その他の法令等を遵守することが条件となります。

（２）補助事業者

原則として、提案者と補助事業者は同一とします。ただし、請負事業等で建築主が提案時に未定のものについては、建築主と提案者である建設事業者等が補助事業者となります。

また、２．１（１）①～③に掲げる事業のうち複数の事業を共同提案する場合で、事業によって事業主体が異なる場合等には、個々の事業主体が補助事業者となります。

## ２．３　補助金の額

補助金の額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助金の額と（２）に掲げる附帯事務費の額を合計した額です。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、提案申請書に記載された額及び事業計画等を総合的に考慮して決定されます（提案事業が選定された場合においても、要望額の全額が補助されるとは限りません。）。

（1）建設工事費等に係る補助金の額

補助対象となる費用は、次に掲げるものとします。

① 調査設計計画に必要な経費

高齢者の居住の安定確保に資する住宅等の整備に係る設計・工事監理費（敷地の測量及び地盤の調査に要する費用を含む。）の 2/3 以内の額。

ただし、住宅等の整備を伴わない設計等は、補助対象となりません。

② 住宅等の整備に必要な経費

1）新築等の場合

高齢者の居住の安定確保に資する住宅等の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用（取得の場合は用地を除く建物の取得に要する費用）を対象とし、調査設計計画費・造成費・用地費を除く。）の 1/10 以内の額

2）改修の場合

高齢者の居住の安定確保のために必要な住宅等の改修に要する費用の 2/3 以内の額

※ ③の技術の検証のために必要な住宅等の整備費は、補助対象となります。

※ 賃貸住宅と施設の区分は、居住に係る契約が建物賃貸借契約によるものは賃貸住宅、利用権契約等その他の契約による有料老人ホーム等を施設とします。

※ 住宅の整備にあっては、1戸当たりの補助金の額の上限を 200 万円（上記により算定される補助金の額が 200 万円／戸に整備戸数を乗じて得た額を超えない場合は当該額）とします。ただし、住宅として1戸当たり補助金の額の上限 200 万円の適用を受けるには、住戸面積や住戸の設備において高齢者専用賃貸住宅の登録基準[注)]を満たす必要があり、これらを満たさない場合には分譲や建物賃貸借契約による住宅であっても、1件当たりの補助金の額の上限を 2,000 万円（上記により算定される補助金の額が 2,000 万円／件を超えない場合は当該額）とします。

---

注） 高齢者専用賃貸住宅の登録基準のうち住戸面積や住戸の設備に係る基準の概要

① 住戸面積に係る基準： 各戸の床面積が 25 ㎡以上（居間、食堂、台所、その他、高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する共用設備がある場合は 18 ㎡以上）

② 原則として各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えた場合は、各戸が水洗便所と洗面設備を備えていれば可）

※ 高齢者の居住の安定確保に資する施設の整備にあっては、１施設当たりの補助金の額の上限を 2,000 万円（上記により算定される補助金の額が 2,000 万円／施設を超えない場合は当該額）とします。ただし、特別に認める場合には、補助金の額の上限を超えることができる場合があります。

※ 住宅等の改修に要する費用ついては、耐震改修等の高齢者の安全を確保するための改修に要する費用も対象に含めることができます。

③ 技術の検証に必要な経費

高齢者の居住の安定確保に関する効果を検証するための居住実験及び社会実験等に要する費用で、別表１に掲げる経費の 2/3 以内の額とします。

・実験に際し、一時的に設ける住宅等の整備を行う必要がある場合は、④に準じて取り扱うこととします。
・実験等に要する費用として付加的に要する経費を補助対象とします（補助事業以前から経常的に支出していた経費は、補助対象となりません。）。
・介護保険給付及び医療保険給付の対象となる費用は、補助対象となりません。
・提案そのものを企画立案するための費用は、補助対象となりません。

④ 情報提供及び普及に必要な経費

展示用住宅の整備費（展示期間中の減価償却に要する費用）、展示用模型の作成費及びこれらの整備に係る別表１に掲げる経費の 2/3 以内の額とします。

・展示用住宅のうち、個々の事業者の特定の技術・商品・工法・サービス等の広報のみを目的としない中立性・公平性が確保されているものについては、当該展示用住宅の整備費に加え、地盤調査費・設計費・土地整備費についても補助対象とします。また、当該展示用住宅の整備費は、展示用期間中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×展示年数／7の費用を補助対象とします。
・展示用住宅の整備費及び展示用模型の作成費以外の各種情報提供及び普及に係る別表１に掲げる経費については、先導性・普及性が特に高い提案に係るものに限り補助対象とします。また、新聞・雑誌その他の情報媒体への広告・記事等の掲載に要する経費は、補助対象となりません。

（２）附帯事務費

（１）の建設工事等に係る補助金の額の 2.2%以内の額で、別表２に掲げる経費を附帯事務費として補助します。

（３）その他

１つの提案（２．４の複数の年度にわたって実施する補助事業を含む。）に対する補助金の額の上限は、３億円です。

３．１（１）②のシステム提案においては、補助金を受けることを希望する戸数等を明示してください。予算及び提案の内容、補助金の申請額等を踏まえ、補助金の額が決定されます。

消費税及び地方消費税は外税方式とし、消費税等を含めた費用総額を補助対象費用の総額とします。ただし、補助金に係る消費税仕入控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりません。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助対象となりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分について補助対象となることがあります。

## ２．４　補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い

補助事業を複数の年度にわたって実施する場合には、あらかじめ各年度の計画を提出し、原則として補助対象部分の出来高に応じ、各年度に補助金を交付します。平成２１年度は、平成２１年度中に補助事業が行われた部分（平成 22 年 2 月 28 日までの出来高）について補助を行います。

平成２２年度以降の補助事業の実施分については、平成２２年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で補助金を交付することとなります。

なお、補助事業の期間は、最長３年間とします。

## ３．補助事業の実施方法

補助事業に着手する前に、提案申請及び交付申請の２つの手続きを経る必要があります。

（１）事業提案の募集

国土交通省が高齢者の居住の安定確保に関する事業の提案を募集します。

応募のあった提案について、評価委員会の評価に基づく評価機関の報告を受けて、国土交通省が補助事業として選定します。

（２）補助金の交付

選定通知書を受け取った後、所定の時期に交付申請を行い、国土交通省から交付決定通知書を受けるとともに、補助事業の完了時に完了実績報告を行ってください。

なお、補助事業への着手は、交付決定通知日後可能となります。当該通知日よりも前に着手した事業については、補助対象となりませんので注意してください。

※補助事業の着手の時期については、設計や工事の契約行為をもって判断しますので、補助事業に係る契約は、交付決定通知書の日付以降に締結してください。

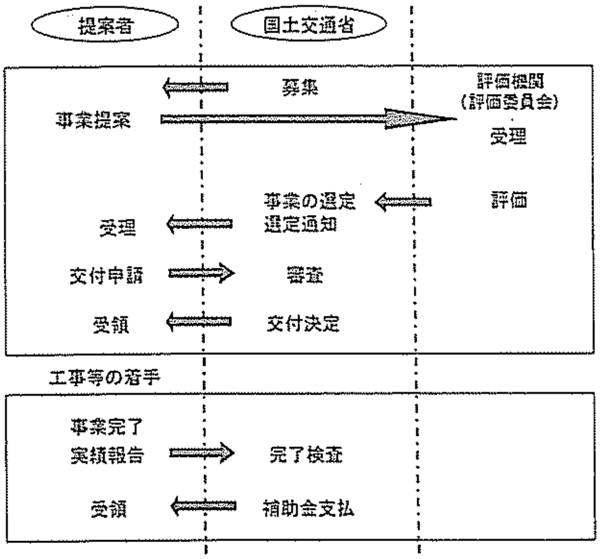


※交付申請書の提出先等は、今後変更される場合があります

## ３．１　提案の募集

### （１）　提案の方法

２．１（１）①の「住宅等の整備」を行う場合は、「個別提案」又は「システム提案」の区分により提案してください。

① 個別提案

当該モデル事業に係る住宅を整備する場所（住宅等の新築の場合にあっては敷地、改修の場合にあっては当該住宅等）が確定している場合には、「個別提案」として提案してください。

なお、提案者に住宅等を整備する者（住宅等の新築の場合にあっては建築主、改修の場合にあっては当該住宅等の所有者）が含まれていない場合には、住宅等を整備する者の合意を得ているものである必要があります。

② システム提案

当該モデル事業を実施する場所（住宅等の新築の場合にあっては建築主、住宅等の改修の場合にあっては当該住宅等）が確定していない場合には、「システム提案」として提案してください。

この場合、住宅等の整備とあわせて生活支援・介護サービス等の提供を行う場合に、これらを一体的な仕組みとしてシステム提案を行うことができます（ただし、「システム提案」による住宅等の整備とあわせて、生活支援・介護サービス等に関する検証について提案する必要があります（「住宅等の整備＋技術の検証」に関する提案)。)。

なお、住宅等を整備するときに、個別の設計内容（生活支援・介護サービス等の提供をあわせて行う場合は、当該内容を含む。）と提案した内容との適合性を審査します。また、当該システム提案により、個別の住宅等の整備を行う場合には、あらかじめ提案時に提案事業を行う者の一覧を提出してください。交付申請は、当該一覧に記載されていない者が行うことができませんので注意してください。

③ 個別提案とシステム提案の組み合わせ

提案事業を実施する場所が確定している「個別提案」と提案事業を実施する場所が確定していない「システム提案」を組み合わせて提案することができます。

この場合は、上記の①個別提案と②システム提案双方の条件が適用されます。

（２）提案事業の評価

① 評価の実施体制

提案事業は、高齢者居住安定化モデル事業の評価機関に設置する学識経験者からなる高齢者居住安定化モデル事業評価委員会において評価されます。当該評価委員会の委員は、別添のとおりです。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について次の制限を行います。

・委員は、提案者（共同提案者を含む。）となることができません。

・委員は、当該委員と関係を有する企業・団体等の提案事業について、評

価に関わることができません。

・委員は、当該委員又は当該委員と関係を有する企業・団体等が業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案事業について、評価に関わることができません。

評価委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

② 評価の手順

提案申請書について、所要の要件を満たしているか等について確認するとともに、提案事業の内容について書面による評価を行います。

評価の過程で、提案事業の内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加資料の請求やヒアリング等を行う場合があります。

追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合又はヒアリングに応じない場合には、評価されない場合があります。

（3）モデル事業の選定

評価委員会の評価をもとにした評価機関の報告を受けて、国土交通省がモデル事業を選定し、提案者に通知します。

### 3．2　補助金の交付

選定結果を通知するときに、交付申請の手続き等についてお知らせします。その内容に従い交付申請等の手続きをしてください。

### 3．2．1　交付申請

交付申請は、所定の期間に行ってください。システム提案の場合には、当該期間までに建築主（生活支援・介護サービス等の提供を一体的な仕組みとして提案する場合には、建築主及び生活支援・介護サービス等を提供する事業者）が確定したものについて交付申請をすることになりますが、これとは別に交付申請の予定等の進捗状況を必要に応じ報告いただくこととなりますので注意してください。

なお、交付申請をしないと、選定された事業であっても補助金が交付されませんので注意してください。

### ３．２．２　交付決定

交付申請された内容について、次の事項等について審査したうえで交付決定されます。

・交付申請の内容が選定された内容に適合していること。

・補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。

・補助対象費用が、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

### ３．２．３　補助事業の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（１）又は（２）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を得る必要があります。

（１）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更

（２）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従ってください。

このような手続きを行わず、予定していた検証がとりやめになる場合等計画内容に変更があり選定された事業と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

### ３．２．４　完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、選定時に別に指定する手続きに従い「補助事業完了実績報告書」を提出してください。

国土交通省は、「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。平成２１年度に実施した補助事業に係る補助金の支払いは、原則として平成２２年４月末となる予定です。補助金の支払いは、補助事業者が指定する銀行口座に振り込むことにより行います。

### ３．２．５　補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い

補助事業を複数の年度にわたって実施する場合は、次のとおりとなります。

（１）提案時に付した年度計画に従い、初年度の交付申請を３．２．１～３．２．４に準じて実施します。初年度の工事費用等が提案時と異なる場合には、交付申請時に、年度計画を再度調整する必要がありますので、速やかに交付申請してください。

（２）　次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することはできますが、別途手続きが必要となりますので、初年度の交付決定時に通知する手続きに従ってください。交付申請は、毎年度行う必要があります。年度当初に年次計画に従い当該年度の補助金の額の上限を通知しますので、これに基づき交付申請してください。

（３）　年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議してください。

## ３．３　補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点

### ３．３．１　取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費・建設工事費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価５０万円以上のものについて、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

### ３．３．２　交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について

万一、関係規程に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることがあります。

① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第 17 条の規定による交付決定の取消

② 適正化法第 18 条の規定による補助金等の返還

③ 適正化法第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。

④ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。

⑤ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

### ３．３．３　実績の報告

補助事業者は、３．２．４の完了実績報告とは別に、補助事業の結果に関して、次のような報告が必要となります。その際、補助事業の成果を踏まえ、高齢者の居住の安定確保に関する諸制度に対する意見・提案を求めることがあります。

・住宅等の整備については、公開等普及・啓発の状況（公開等の時期・見学者等の概数、見学者等の感想等）の報告（ただし、技術の検証を行うために整備した住宅等については、普及・啓発の状況の報告は必須ではありません。）

・技術の検証（居住実験・社会実験等）については、実験終了後に実験の結果に関する報告

・情報提供及び普及については、情報提供及び普及の対象者の概数及び対象者に対する高齢者居住安定化モデル事業に関するアンケート結果の報告（対象者に対しアンケートを実施してください。）

また、補助事業の実施後、取組みの状況、高齢者の居住の状況等の経過報告を求めることがあります。

### ３．３．４　普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者には、高齢者居住安定化モデル事業としてのシンポジウムの参画等普及啓発に係る協力を依頼することがあります。また、補助事業の期間終了後、高齢者の居住の安定確保に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングを依頼することがあります。

### ３．３．５　情報の提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めてください。また、この情報については、評価機関等に適宜提供してください。評価機関等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な補助事業者については、別途報告等を求めることがあります。

### ３．３．６　その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
三　国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
四　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
五　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
六　住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
七　建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
八　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
九　高齢者居住安定化モデル事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日付け国住整第 69 号）
十　その他関連通知等に定めるもの

## ４．情報の取扱い等について

### ４．１　情報の公開・活用について

（１）報道発表等について

モデル事業を選定した後、選定された事業について、事業の名称、提案者の名称、事業の概要等を報道発表し、併せて国土交通省及び評価機関等のホームページに掲載します。

（２）補助事業等の公表

普及促進を目的に広くモデル事業の成果について紹介するため、シンポジウム・パンフレット・ホームページ等において、提案事業の内容・報告された内容に関する情報を用いることがあります。

この場合、提案申請書等に記載された内容について、事業者の財産上の利益・競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

### ４．２ 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するた

めに用いることがあります。

5．提案方法

5． 1　募集期間

平成21年8月24日（月）～平成21年9月25日（金） 消印有効

5． 2　問い合わせ先、資料の配布

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールで行ってください。形式的な質問を除き、提案を検討している者全員に対し回答が必要と認められる事項については、Q＆Aとして下記のホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答します。

提案様式は、本資料をコピーするか、別途作成してください。

募集要領は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可。）。また下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることができます。

＜問い合わせ先：（財）高齢者住宅財団＞

Ｆ　Ａ　Ｘ：０３－３２０６－５２５６

メールアドレス：model@koujuuzai.or.jp

電 話 番 号：０３－３２０６－６４３７

ホームページ　：http://www.koujuuzai-model.jp

5． 3　提出先

＜提出先：（株）福祉開発研究所 高齢者居住安定化モデル事業評価室＞

〒１０１－００５１

東京都千代田区神田神保町３－２５精和ビル６階

電話番号（提出用）：０３－６２６８－９０２８

メールアドレス　：model@swrc.co.jp

5． 4　提出方法

郵送とします。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、提案者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。

また、郵送するときは、必ず宛先に「高齢者居住安定化モデル事業 担当」及び「応募書類在中」と記載してください。

（提案者の都合による提案申請書の差し替え等は固くお断りします。）

### ５．５ 提出書類

提案者は、公募期間中に提出書類一覧表に従って、必要部数を揃えて提出してください。

### ６．今後の募集の予定について

本モデル事業は、平成25年度までの毎年度、事業の提案を募集する予定です。また、来年度は、第１回の募集を平成22年２月以降に行う予定です。

別表１－（１）：直接経費

| 科　　目 | 説　　　明 |
| --- | --- |
| 賃　金　等 | 提案者の構成員が法人の場合には、提案事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、提案事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た者（提案者の構成員として効果の検証を実施する者を除く。）に支払う経費 |
| 旅　　費 | 提案事業に参加する者が当該事業を実施するために直接必要な交通費及び宿泊費 |
| 備品購入費等 | 提案事業に供する器具機械類その他の備品及び標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年３月12日付け建設省会発第７４号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価＊備品等は原則リース等で調達し「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達することが困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。 |
| 委　託　料　等 | 提案事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料・各種保守料・洗濯料・翻訳料・写真等焼付料・鑑定料・設計料・試験料・加工手数料、提案事業の遂行に必要であるが当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費＊原則として各年度の補助事業に係る費用の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。<br>補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。 |
| そ　の　他 | 設備の賃借（リース）、提案事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定することができる場合に限る。）、通信運搬費（実際に提案事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費 |

別表１－（２）：補助対象とならない経費

| 科　　目 | 説　　　明 |
| --- | --- |
| 本モデル事業として提案された住宅又は施設以外の建物等施設の建設、不動産取得に関する経費 | ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請することができる。 |
| 補助事業を実施する補助事業者等の人件費 | 補助事業者の構成員又は補助事業者の構成員に所属する者で、補助事業を実施する者の人件費 |

| 科　　目 | 説　　明 |
|---|---|
| 技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費 | 雇用関係が生じるような月極の給与・賞与・退職金等の各種手当。ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については交付申請することができる。 |
| 国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費・参加費 | ただし、補助事業に関する成果発表会を行う場合は交付申請することができる。 |
| 効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費 | － |
| その他、補助事業における効果の検証の実施に関連性のない経費 | － |

別表2：附帯事務費

| 科　目 | 説　　明 | |
|---|---|---|
| 人件費 | 給　　料 | 補助事業の執行のため直接必要な一般職員の給料 |
| | 職員手当 | 補助事業の執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当 |
| | 保 険 料 | 職員に係る社会保険料 |
| | 賃　　金 | 補助事業の執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務・経理等の一般管理事務に従事する者を除く。） |
| 旅　　費 | 旅　　費 | 補助事業の執行のため直接必要な出張・関係機関等との連絡等に必要な普通旅費 |
| 庁　　費 | 報 償 費 | 謝礼金等 |
| | 需 用 費 | 文具費・消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、図書・報告書・帳簿等の印刷・製本代等印刷製本費、電気・水道・ガス等の使用料・同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車等備品の修繕料 |
| | 役 務 費 | 郵便・電信電話料・運搬料等通信運搬費、物品保管料・倉庫料等保管料、物品取扱手数料、報告書等の筆耕料及び自動車損害保険料等 |
| | 委 託 料 | 調査等の委託料 |
| | 使用料及び賃借料 | 自動車借上・会場借上・物品その他の借上等使用料及び賃貸料 |

| | | |
|---|---|---|
| | 備　　品<br>購 入 費 | 事務用器具・機械・図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。(昭和34年３月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照) |
| | 負担金等 | 補助事業の執行のために必要な負担金等。ただし、経常的会費等を除く。 |

※ 人件費の合計額は、原則として附帯事務費総額の 30%以内とする。

（別添）

## 高齢者居住安定化モデル事業評価委員会

| | | |
|---|---|---|
| 委 員 長 | 高　橋　紘　士 | 立教大学教授 |
| 評価委員 | 浅　見　泰　司 | 東京大学教授 |
| | 井　上　由起子 | 国立保健医療科学院 施設科学部施設環境評価室長 |
| | 園　田　眞理子 | 明治大学准教授 |
| | 中　川　雅　之 | 日本大学教授 |
| | 三　浦　　研 | 大阪市立大学准教授 |